

## 制度対象者の範囲

本制度の対象者は、「思いやり駐車場」の利用を必要とする次の人です。

（ ） 運転免許証を有していることは要件ではありません。  
申請者は、要件に該当する個人です。施設等は申請者にはなれませんが、施設の従業員等が本人の代理人として利用証を受け取ることは可能です。

- (1) 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者及び妊産婦のうち、次に掲げる基準に該当する人

身体障害者

区 分		等 級
視覚障害		4 級以上
平衡機能障害		5 級以上
肢体不自由	上肢	2 級以上
	下肢	6 級以上
	体幹	5 級以上
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2 級以上
	移動機能	6 級以上
心臓機能障害		4 級以上
じん臓機能障害		4 級以上
呼吸器機能障害		4 級以上
ぼうこう又は直腸の機能障害		4 級以上
小腸機能障害		4 級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4 級以上
肝臓機能障害		4 級以上

知的障害者 療育手帳の障害程度欄が㉠又はAの人

精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1 級の人

難病患者 特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者

高齢者 介護保険の要介護状態区分が要介護 1 以上の人

妊産婦 妊娠 7 か月から出産後 1 年 6 か月までの人（ただし、出産後は 1 歳 6 か月以下の乳幼児と同伴の場合に限る。）

- (2) 次の人のうち、医師の診断書、意見書又は公的機関の証明書等により、「思いやり駐車場」の利用が必要であると認められる人

身体障害者、知的障害者及び精神障害者のうち、(1)に掲げる基準に該当しない人

発達障害等により、歩行の際に介助者の特別な注意を必要とする人

けが等により、車いす、杖等の補そう具の使用を必要とする人等